



2022年1月21日

各 位

会 社 名 株式会社 梅 の 花
代 表 者 名 代表取締役社長 本多 裕 二
(コード番号 7604 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役経営計画・人事・総務担当
鬼塚 崇 裕
(TEL 0942-38-3440)

金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ

2021年11月19日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」で公表したとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する3,000千円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われましたが、その後、当社は、2021年12月8日付「課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出及び特別利益の計上について」で公表したとおり、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い当該課徴金を納付することとしておりましたが、本日、金融庁より3,000千円の課徴金の納付命令の通知を受けましたのでお知らせいたします。

今後、当社は、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、課徴金を国庫に納付いたします。

なお、当社は、第41期（2019年4月期）決算において課徴金見込額95,004千円を特別損失に計上していたため、第43期（2022年4月期）第2四半期決算（2021年5月1日～2021年10月31日）におきましては、92,004千円の戻し益を特別利益に計上しております。

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、再発の防止と信頼の回復に努めてまいります。

株主、投資家、お取引先、お客様、その他関係者の皆様にご迷惑おかけしておりますことをあらためて深くお詫び申し上げます。

以 上